子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令案について（概要）

こども家庭庁成育局保育政策課

１．改正の趣旨

○　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「子子法」という。）の施行日（平成 27 年４月１日）から 10 年を経過する日までの間における経過措置として、

①　子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「子子則」という。）第１条の５において定める保育の必要性の認定に必要な家庭において必要な保育を受けることが困難である事由の１つとして、同条第１号において、「一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること」という要件（以下「就労時間要件」という。）を定めているところ、48 時間から 64 時間までの範囲にかかわらず市町村が時間を定めることを可能とする措置（以下「就労時間経過措置」という。）（子子則附則第２条）

②　家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「設備運営基準」という。）第６条第１項及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「運営基準」という。）第 42 条第１項に基づき、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下同じ。）は、保育内容支援、代替保育及び卒園後の受け皿設定に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならないこととされているところ、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、連携施設の確保をしないこととすることができる措置（以下「連携施設経過措置」という。）（設備運営基準附則第３条及び運営基準附則第５条）

の２点の措置を講じている。

（※）連携施設経過措置については、施行日から５年間の措置とされていたところ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 49 号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第７号）により、施行日から 10 年間の措置とされた経緯がある。

○　今般、就労時間経過措置及び連携施設経過措置の期限が令和６年度末に到来するに当たり、第７回子ども・子育て支援等分科会（令和６年 10 月 17 日）における議論等を踏まえ、必要な措置を講ずる。

２．改正の内容

（１）子ども・子育て支援法施行規則の一部改正

○　子子則附則第２条に第２項を加え、施行後 10 年経過日の翌日から同日以後５年を経過する日までの間については、施行後 10 年経過日において現に、１か月当たり 48 時間未満の時間で定めている市町村に限り、１か月当たり 64 時間を超えない範囲内で市町村が就労時間要件を定めることができることとする。

（２）家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正

（連携施設経過措置の延長）

○　連携施設経過措置を５年間延長するため、設備運営基準附則第３条を改正し、経過措置の期限を設備運営基準の施行日から 15 年を経過する日とする。

（保育内容支援に係る連携施設の見直し）

○　保育内容支援に係る連携施設については、設備運営基準第６条を改正し、以下のとおりとする。

（ア）保育内容支援に係る連携施設について、市町村長が、家庭的保育事業者等による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、次の①②の要件の全てを満たすと認めるときには、確保しないことができることとする。

①　家庭的保育事業者等と（イ）の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

②　（イ）の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（イ）（ア）の場合において、家庭的保育事業者等は、小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者を保育内容支援に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととする。

（代替保育に係る連携施設の見直し）

○　代替保育に係る連携施設については、現行の設備運営基準第６条第２項及び第３項に基づき連携施設を確保しないことができる。

一方、同条第３項に定める「連携協力を行う者」の確保が困難である実情を踏まえ、市町村長は、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合

において、家庭的保育事業者等による連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができることとする。

○　この他所要の改正を行う。

３．根拠条項

○　子子法第 19 条第２号及び第 46 条第３項

○　児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 16 第２項

４．施行期日等

○公 布 日：令和７年１月（予定）

○施行期日：令和７年４月１日